

○野々市市被災住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱

令和6年8月28日告示第127号

改正

令和6年10月18日告示第140号

令和7年9月30日告示第115号

野々市市被災住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市市における住宅の耐震改修の促進を図ることにより、地震発生時の倒壊等による被害を軽減することを目的として、当該住宅の耐震診断、耐震改修工事又は建替え工事（以下「耐震改修工事等」という。）を行う者に対して補助金を交付することに関し、野々市市補助金交付事務取扱規則（昭和56年野々市町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 令和6年能登半島地震により被災し、罹災証明書（一部損壊以上）が発行された一戸建ての住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (2) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であって、一般財団法人日本建築防災協会又は一般社団法人石川県建築士事務所協会が行う講習会を受講したものをいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の建築物の耐震診断の指針に基づき行う耐震診断又は同ただし書の規定に基づき国土交通大臣が当該指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法により、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する住宅の改修工事（補強計画（設計）、工事監理等を含む。）をいう。
- (5) 建替え工事 地震に対する安全性の向上を目的として、従前の住宅を除却し、住宅を新築する工事（設計、工事監理等を含む。）をいう。

(補助対象者及び補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、住宅の所有者（所有する予定の者、所有者の親族その他これらに準ずる者として市長が特に認める者を含む。）又は居住者（居住する予定の者を含

む。)とする。

2 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市の区域内に存する木造の住宅であること。

(2) 現に居住の用に供している住宅又は補助事業の完了後速やかに居住の用に供する住宅であること。

(3) 国、地方公共団体、その他の公共団体が所有する住宅でないこと。

(4) 建築又は着工した時点において、建築基準法(昭和25年法律第201号。

以下「法」という。)第6条に規定する建築基準関係規定に適合しているもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が補助対象住宅に行う耐震改修工事等で、別表第1に掲げるものとする。ただし、他の補助制度による補助金その他これらに準ずるものとの交付の対象となるものを除く。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費とする。

2 補助金額は、別表第2に定める補助金限度額を限度として、予算の範囲内において、市長が認める額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助対象者が行う工事のうち、耐震改修工事等以外の工事があるときは、当該工事に係る経費を分離して算定するものとする。

(事業認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手前に、当該補助対象事業について、事業の認定を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、補助事業認定申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 補助対象者は、前項の申請にあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(前条第1項の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申

請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

- 4 市長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは補助事業認定通知書（別記様式第2号）により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。
- 5 市長は、前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。

（事業認定の変更等）

第7条 前条第1項の認定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（別記様式第3号）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 耐震改修工事の施工箇所及び施工方法の変更で、耐震改修後の上部構造評点の最小の値が下がることがないもの
- (2) 補助対象経費の30パーセント未満の額の変更で、補助金額の増減を伴わないもの

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、これを承認したときは補助事業変更（廃止）承認通知書（別記様式第4号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事業認定の取消し）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助事業の事業認定を受けたとき。
 - (2) 規則第8条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助事業認定取消通知書（別記様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第6号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 第6条第3項ただし書の規定により認定申請をした補助事業者は、前項の申請に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して申請しなければならない。
- 3 第1項の申請は、第6条第4項の認定の通知を受けた日の翌日から起算し

て1年以内にしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適當と認め、交付すべき補助金額を確定したときは補助金交付決定兼補助金額確定通知書（別記様式第7号）により、適當でないと認めたときは補助金交付決定できない旨の通知書（別記様式第8号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第16条の規定に該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不適當と認められるとき。
- (5) 補助事業を廃止したとき。
- (6) 補助事業の完了後速やかに居住の用に供しなかつたと市長が認めるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知を受けたときは、補助金交付請求書（別記様式第10号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(代理受領)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、耐震診断にあっては当該耐震診断を行った者に、耐震改修工事等にあっては当該工事を行った者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。ただし、補助事業者が、当該補助事業区分に係る補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、耐震診断を行った者又は耐震改修工事等を行った者に対して支払っている場合は、

当該事業区分に係る補助金について代理受領できないものとする。

- 2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第10条第1項の規定による補助金額の確定後に、補助金交付請求書（代理受領）（別記様式第11号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。
- 4 前項の規定による交付があった時は、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

（返還）

第14条 市長は、第11条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

- 2 第6条第3項ただし書の規定により認定申請をした補助事業者は、第9条第1項の申請の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（第9条第2項の規定により減額して申請した場合は、減額した金額を超える金額）を超える金額を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

（報告、調査及び検査）

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

（整備保管）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月1日から施行する。

附 則（令和6年10月18日告示第140号）

この告示は、令和6年11月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日告示第115号）

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業区分	補助要件
耐震診断	耐震診断士が耐震改修工事又は建替え工事の前の住宅に対し行うもの
耐震改修工事	<p>次のいずれにも該当するもの</p> <p>1 耐震診断士により耐震改修工事前の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅に対し行うもの</p> <p>2 耐震診断士が行う耐震設計に基づく耐震改修工事後の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0以上となるもの</p>
建替え工事	<p>次のいずれにも該当するもの</p> <p>1 従前の住宅における状態が次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 耐震診断士により耐震診断の評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅</p> <p>(2) 「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により倒壊の危険性があると判断された住宅</p> <p>(3) 市長が別に認めた住宅</p> <p>2 従前の住宅が存する敷地を含む敷地で行う建替え（市長が特別の理由があると認める場合を除く。）とするもの</p>

別表第2（第5条関係）

事業区分	補助金限度額
耐震診断	耐震診断に要する費用の4分の3に相当する額又は120,000円のいずれか低い額
耐震改修工事	2,100,000円
建替え工事	従前の住宅の延床面積に2万2,500円を乗じて得た額または1戸あたり210万円のいずれか低い額。

